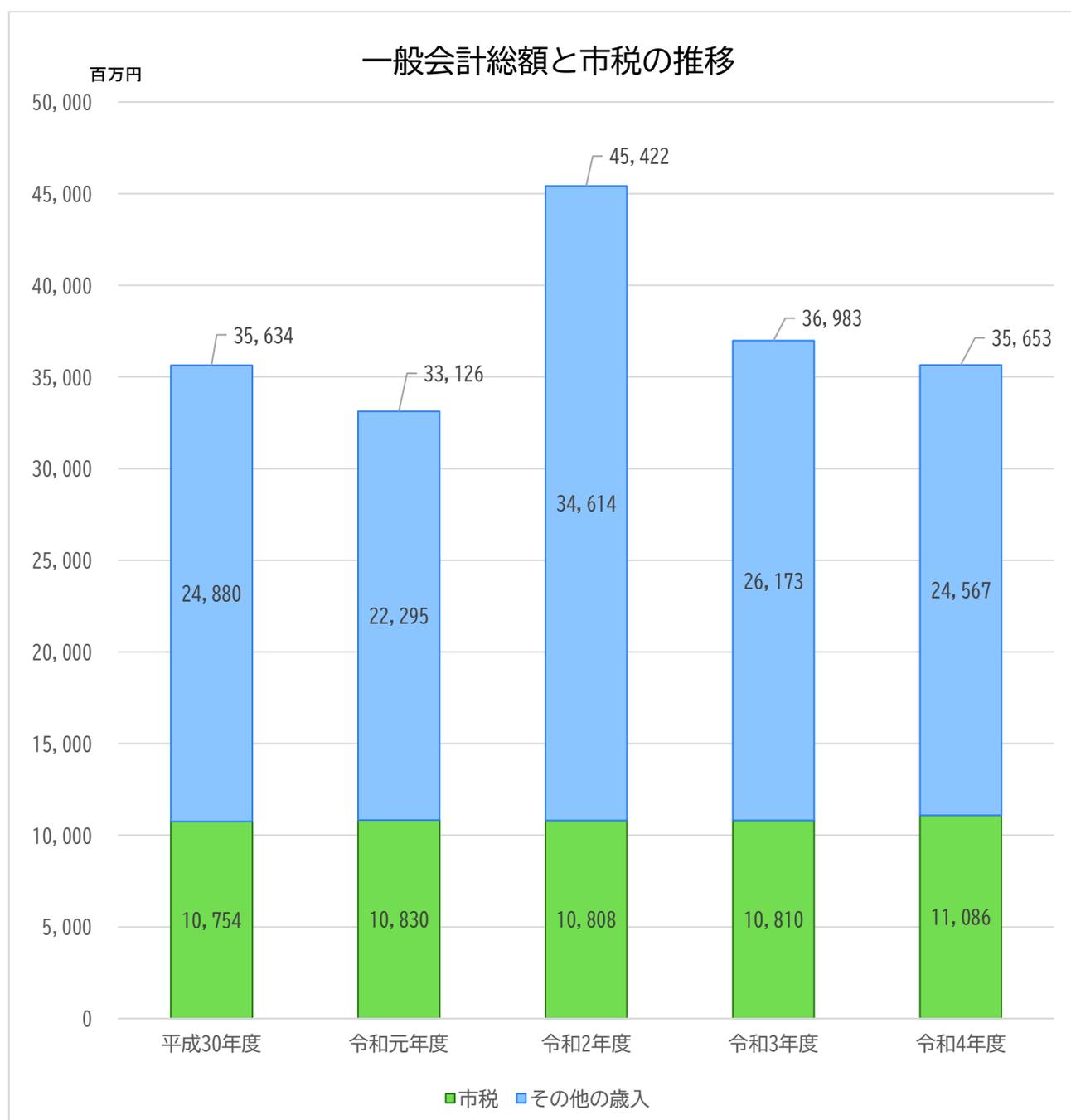


2 市税及び徴税費

(1) 一般会計歳入総額等に占める市税、徴税費の割合の推移等

(単位：千円・%)

区 分 \ 年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計歳入総額 (A)	35,633,568	33,125,709	45,422,304	36,982,971	35,652,536
市 税 (B)	10,753,933	10,830,294	10,808,383	10,809,724	11,085,943
徴 税 費 (C)	337,907	365,370	358,615	334,274	372,116
市税の割合 (B)/(A)	30.2	32.7	23.8	29.2	31.1
徴税費の割合 (C)/(B)	3.1	3.4	3.3	3.1	3.4



(2) 市税賦課状況の推移

ア 一般会計

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人市民税	市民1人当たり	(円)		50,163	50,824	49,811	51,745
	1世帯当たり	(円)		122,664	121,944	117,537	120,149
法人市民税	1社当たり	(円)		614,577	439,134	562,864	552,938
固定資産税 (交付金・納付金を除く)	市民1人当たり	(円)		71,722	76,034	73,307	76,661
	1世帯当たり	(円)		175,382	182,431	172,979	178,001
軽自動車税	市民1人当たり	(円)		3,442	3,528	3,629	3,778
	1世帯当たり	(円)		8,418	8,465	8,562	8,772
市たばこ税	市民1人当たり	(円)		6,972	6,997	7,662	8,055
	1世帯当たり	(円)		17,050	16,787	18,081	18,703
入湯税	市民1人当たり	(円)		314	193	233	274
	1世帯当たり	(円)		767	464	549	636
都市計画税	市民1人当たり	(円)		4,595	4,891	4,723	4,918
	1世帯当たり	(円)		11,236	11,734	11,146	11,420
合 計	市民1人当たり	(円)		152,698	153,630	153,785	159,862
	1世帯当たり	(円)		373,393	368,608	362,882	371,187
※年度末人口等	人 口	(人)		70,706	70,377	69,865	69,161
	世 帯 数	(世帯)		28,915	29,332	29,608	29,786
	法 人 数	(社)		1,782	1,789	1,790	1,805

- (注) 1 現年課税分最終調定額を年度末の住民基本台帳人口及び世帯数、法人数で除したもの。
 2 法人数は、課税状況等の調の01表15列（総務省調査。7月1日基準。）による。
 3 一般会計の合計欄は、法人市民税を市民1人当たり又は1世帯当たりの額を加算してある。

イ 国民健康保険税特別会計

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一 般 分	被保険者1人当たり	(円)		89,763	88,427	86,702	86,405
	1世帯当たり	(円)		149,912	145,848	141,227	138,046
退 職 分	被保険者1人当たり	(円)		2,258,679	0	0	0
	1世帯当たり	(円)		0	0	0	0
合 計	被保険者1人当たり	(円)		89,885	88,427	86,702	86,403
	1世帯当たり	(円)		150,125	145,848	141,227	138,043
※年度末 被保険 者数等	一 般 分	被 保 険 者 数	(人)	17,713	17,541	17,126	16,384
		加 入 世 帯 数	(世帯)	10,606	10,635	10,514	10,255
	退 職 分	被 保 険 者 数	(人)	1	0	0	0
		加 入 世 帯 数	(世帯)	0	0	0	0
	合 計	被 保 険 者 数	(人)	17,714	17,541	17,126	16,384
		加 入 世 帯 数	(世帯)	10,606	10,635	10,514	10,255

- (注) 1 現年課税分最終調定額を年度末の国民健康保険の被保険者数及び加入世帯数で除したもの。
 2 年度末被保険者数等の退職分のうち加入世帯数は退職単独世帯数。

(3) 徴税費の推移

(単位:千円)

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
税 収 入 額	市 税	A	10,808,383	10,809,724	11,085,943	
	個 人 の 県 民 税		2,379,097	2,321,932	2,382,384	
	合 計	B	13,187,480	13,131,656	13,468,327	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	133,989	131,166	129,035	
		諸 手 当	85,127	79,562	79,144	
		(1) 超 過 勤 務 手 当	4,475	5,784	6,072	
		(2) 税 務 特 別 手 当	268	252	276	
		(3) そ の 他 の 手 当	80,384	73,526	72,796	
		そ の 他	47,172	46,417	45,863	
		小 計 (ア)	266,288	257,145	254,042	
	物 件 費	旅 費		9	0	89
		賃 金		0	0	0
		そ の 他		89,789	74,185	114,245
		小 計 (イ)		89,798	74,185	114,334
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 の 報 奨 金		0	0	0
		納 税 奨 励 金		0	0	0
		そ の 他		0	0	0
		小 計 (ウ)		0	0	0
		そ の 他 (エ)		2,529	2,944	3,740
		合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ) C		358,615	334,274	372,116
	C の 財 源 内 訳	県 支 出 金	個人の県民税に係る納税貯蓄組合支援事務交付金	0	0	0
			個人県民税徴収取扱費	111,510	110,926	114,398
小 計 D			111,510	110,926	114,398	
使 用 料 及 び 手 数 料			5,594	6,671	6,991	
諸 収 入			13,321	14,846	9,766	
市 税 等			228,190	201,831	240,962	
C - D		E	247,105	223,348	257,718	
税収入額に対する徴税費の割合		C/B(%)	2.7	2.5	2.8	
		E/A(%)	2.3	2.1	2.3	
徴 税 職 員 数 (人) F			39	38	38	
職員一人当たりの人件費 (ア)÷F			6,828	6,767	6,685	

(4) 令和5年度市税一覧表

区 分	市 民 税								
納 税 義 務 者	1 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割) 3 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 4 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)								
課 税 標 準	1 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 2 法人税額								
税 率	1 個 人 (1) 均等割 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税 率</th> <th style="text-align: center;">標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,500円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 所得割 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税 率</th> <th style="text-align: center;">標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100分の6</td> <td style="text-align: center;">100分の6</td> </tr> </tbody> </table>	税 率	標準税率	3,500円	3,500円	税 率	標準税率	100分の6	100分の6
税 率	標準税率								
3,500円	3,500円								
税 率	標準税率								
100分の6	100分の6								

区 分	市 民 税			
	2 法人等			
	(1) 均等割			
	法人等の区分(市税条例第31条第2項による)	税率 (千円)	標準税率 (千円)	制限税率 (千円)
	1 下記2～9に掲げる法人以外の法人等	60	50	60
	2 資本金等の額が1,000万円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	144	120	144
	3 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人以下であるもの	156	130	156
	4 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	180	150	180
	5 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人以下であるもの	192	160	192
	6 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	480	400	480
	7 資本金等の額が10億円を超える法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人以下であるもの	492	410	492
	8 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	2,100	1,750	2,100
	9 資本金等の額が50億円を超える法人で市内の事務所、事業所又は寮等の従業者の合計数が50人を超えるもの	3,600	3,000	3,600
	(2) 法人税割の税率			
	税率	標準税率	制限税率	
H26. 9. 31以前に開始する事業年度における税率	100分の14.7	100分の12.3	100分の14.7	
H26. 10. 1以降に開始する事業年度における税率	100分の12.1	100分の9.7	100分の12.1	
R 1. 10. 1以降に開始する事業年度における税率	100分の 8.4	100分の6.0	100分の 8.4	
賦課日	1 個人 2 法人等 1月1日 なし			
納期 (限)	1 個人 (1) 普通徴収 6月・8月・10月・12月 (2) 特別徴収 6月から翌年5月まで毎月翌月10日 2 法人等 事業年度終了の日から2箇月以内			
徴収法	1 個人 普通徴収、特別徴収 2 法人等 申告納付			

区分	軽自動車税(1:環境性能割)(2:種別割)						
納税義務者	1 軽自動車を取得した者(割賦販売等で売主が所有権を留保している場合は、買主) 2 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者						
課税客体	1 新車、中古車を問わず、取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車 2 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車						
税	1 環境性能割 課税標準額(取得価格)×税率 税率(～令和3年3月31日)						
		燃費性能等		自家用 営業用 税率コード			
	乗用※2	電気軽自動車または天然ガス軽自動車		非課税	16		
		★★★★※1かつ令和2年度燃費基準+10%達成車			01～04		
		★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車		非課税	0.5%	05	
		★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車		1.0%		06	
		上記以外		1.0%	2.0%	07	
	貨物	電気軽自動車または天然ガス軽自動車		非課税	16		
		★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成車			11,12		
		★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車		1.0%	0.5%	13	
		★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成車		2.0%	1.0%	14	
		上記以外		2.0%		15	
	税率(令和3年4月1日～令和5年12月31日)						
		取得日	燃費性能等		自家用 営業用 税率コード		
	乗用	令和3年12月31日まで※2	★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車		非課税	01	
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車			非課税	0.5%	02		
★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車			1.0%		03		
01～03に該当しないもの			1.0%	2.0%	04		
令和4年1月1日から		★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車		非課税		01	
		★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車		1.0%	0.5%	05	
		★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車		2.0%	1.0%	06	
		01、05、06に該当しないもの		2.0%		07	
貨物		★★★★かつ平成27年度燃費基準+25%達成車		非課税		08	
		★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成車		1.0%	0.5%	09	
	★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車		2.0%	1.0%	10		
	08～10に該当しないもの		2.0%		11		
電気軽自動車または天然ガス軽自動車				非課税	12		
上記以外				2.0%	13		
※1 ★★★★★:揮発油を内燃機関の燃料とし、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車(以下同じ)							
※2 自家用の乗用車については令和3年12月31日まで臨時的軽減措置(1%軽減)適用後の税率							
2 種別割 税率=標準税率、制限税率=標準税率×1.5							
区分	税率	旧税率※1	重課税※2	軽課税※3			
原付	50cc以下	2,000	—	—	—	—	
	50cc超90cc以下	2,000	—	—	—	—	
	90cc超125cc以下	2,400	—	—	—	—	
軽自動車	二輪(250cc以下)	3,600	—	—	—	—	
	三輪	3,900	3,100	4,600	1,000	2,000 3,000	
	四輪	乗用(自家用)	10,800	7,200	12,900	2,700	—
		貨物(自家用)	5,000	4,000	6,000	1,300	—
		乗用(営業用)	6,900	5,500	8,200	1,800	3,500 5,200
貨物(営業用)	3,800	3,000	4,500	1,000	—		
ボートトレーラー	3,600	—	—	—	—	—	
小型二輪(250cc越え)	6,000	—	—	—	—	—	
小型特殊	農耕用	2,400	—	—	—	—	
	その他	5,900	—	—	—	—	
ミニカー	3,700	—	—	—	—	—	
※1 平成27年3月31日以前に新規検査をした車両 ※2 新規検査から13年を経過した車両							
※3 グリーン化特例:令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規検査をした車両							
※4 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)							
※5 ★★★★★かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車							
※6 ★★★★★かつ令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車							

区 分	軽自動車税（1：環境性能割）（2：種別割）	
賦課期日	1 随時	2 4月1日
納期(限)	1 軽自動車の届出をするとき	2 5月末日
徴収方法	1 申告納付（当分の間、賦課徴収は栃木県が行う。）	2 普通徴収

区 分	固定資産税	市たばこ税	都市計画税	入湯税
納税義務者	固定資産（土地、家屋及び償却資産）の所有者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	鉱泉浴場における入湯客
課税客体	固定資産（土地、家屋及び償却資産）	小売販売業者に売り渡す製造たばこ	都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋	鉱泉浴場における入湯行為
課税標準	1 固定資産の価格で土地・家屋（補充）課税台帳に登録されたもの 2 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	小売販売業者に売り渡す製造たばこの本数	土地・家屋（補充）課税台帳に登録された土地又は家屋の価格	入湯客数
税率	100分の1.4 （制限税率） 100分の1.4	製造たばこ1,000本につき 6,552円	100分の0.2 （制限税率） 100分の0.3	入湯客1人1日 150円 （日帰りの場合 50円）
賦課日	1月1日		1月1日	
納期(限)	4月・7月・9月・12月	翌月の末日	4月・7月・9月・12月	翌月の15日
徴収方法	普通徴収	申告納付	普通徴収	特別徴収

区 分	国 民 健 康 保 険 税				
納 税 義 務 者	1 普通世帯主（国民健康保険の被保険者である世帯主） 2 擬制世帯主（世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の、世帯内に国民健康保険の被保険者がいるときの世帯主）				
課税額	世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護保険法に規定する40歳から65歳未満の被保険者がいるときの介護納付金課税額の合算額				
税 率	○ 賦課方式 = 2方式（所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額）				
	区 分	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
	所得割額	課税対象所得×5.5%	課税対象所得×2.0%	課税対象所得×1.5%	
	均等割額	被保険者数×32,000円	被保険者数×12,000円	被保険者数×14,000円	
	※課税限度額：医療分65万円、後期分20万円、介護分17万円				
	※令和5年度より課税限度額改定				
	○ 均等割額の軽減				
	区 分	7割軽減	5割軽減	2割軽減	
	医療分	軽減額	22,400円	16,000円	6,400円
		軽減後の額	9,600円	16,000円	25,600円
後期分	軽減額	8,400円	6,000円	2,400円	
	軽減後の額	3,600円	6,000円	9,600円	
介護分	軽減額	9,800円	7,000円	2,800円	
	軽減後の額	4,200円	7,000円	11,200円	
〔軽減判定基準〕					
被保険者及びその世帯の世帯主の総所得金額等			軽減割合		
基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）以下			7割		
基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）+29万円×被保険者数以下			5割		
基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）+53万5千円×被保険者数以下			2割		
※次のいずれかに該当する方（いずれもない場合は、1とする。）					
・ 給与収入が55万円を超える方					
・ 公的年金等の収入が60万円（65歳未満）、または125万円（65歳以上）を超える方					
賦 課 日	4月1日				
納 期 (限)	普通徴収…7月・8月・9月・10月・11月・12月・翌年の1月・2月 特別徴収…4月・6月・8月・10月・12月・翌年の2月の年金支給日				
徴 収 法	普通徴収 被保険者全員が前期高齢者（65歳～74歳）の場合は、原則、普通世帯主から特別徴収（年金天引き）				